



平成 30 年 1 月 26 日

各 位

株 式 会 社 光 ・ 彩
代表取締役社長 深 沢 栄 二
(J A S D A Q ・ コード 7 8 7 8)
問合せ先
社長室 室長 吉田 貴
TEL 0551-28-4181

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、平成29年9月25日付で当社の不適切な会計処理貴社における不適切な会計処理に関する内部調査委員会の調査結果を開示し、同年10月16日に追加報告書及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

本件に関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、本日、有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応し、問題点の改善に取り組むとともに、改善報告書を期限までに提出し、改善策及び改善状況についてお知らせする所存です。

記

当社は、平成 29 年 9 月 25 日、当社の不適切な会計処理に関する内部調査委員会の調査結果を開示し、同年 10 月 16 日に追加報告書及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、経理課長が会社資金を長期間着服していたこと、不正行為を隠ぺいするために材料費及び買掛金の過大計上や書類の偽造等を行い、監査法人に提出していたことが明らかとなりました。その結果、平成 27 年 1 月期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期までの決算短信等について、虚偽と認められる開示をしていたことが判明し、こうした開示が行われた主な背景として、以下の点が認められました。

- ・当社において、現金の入出金や資金移動、会計システムへの仕訳入力などの業務について、規則等を整備せず、経理課長が単独で実行可能な体制であった
- ・経理課長が行った会計処理の内容について十分な検証を行う体制を確保していないなど、牽制機能が欠如していた
- ・監査法人から、経理体制の不十分さの指摘を受けていたにもかかわらず、代表取締役はこれを軽視し体制を強化せず、また当該指摘を取締役会と共有しなかった
- ・当時の監査役会やその後、指摘を受けていたことを知った監査等委員も同様に軽視し、問題提起しないなど、取締役会・監査等委員会の監督・監査機能が不十分であった

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることとなりました。

以上